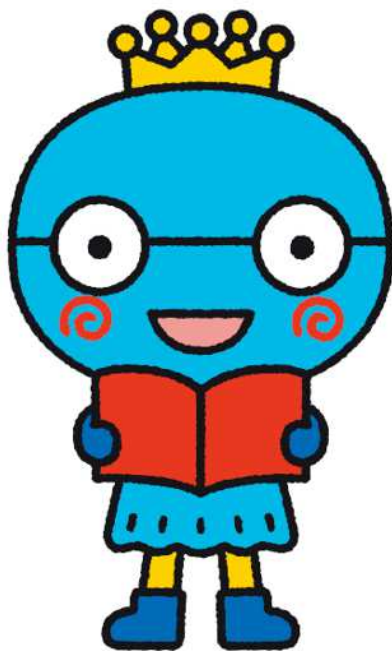


よくわかる!

高齢者虐待とその対応



西宮市キャラクターみべたん

令和5年5月1日 改訂

西宮市

高齢者虐待とは・・・。

高齢者が他者（家族・親族・知人、医療機関・介護サービス事業所等）の不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることをいいます。虐待行為は大きく次の5類型に分けられます。

身体的虐待

暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【例】

- 叩く、つねる、殴る、蹴る。無理やり食事を口に入れる。
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰摂取させるなどして身体拘束・行動抑制する。
- 自分で開けることができない居室等への隔離（施錠）。
・・・など



心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

【例】

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、排泄の失敗を嘲笑い人前で恥をかかせる。
- 話しかけているのを意図的に無視する。
・・・など



経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

【例】

- 日常に必要な金銭を渡さない・使わせない。
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。
・・・など



介護・世話の放任・放棄（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【例】

- 入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題、皮膚が汚れている。
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
・・・など

性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

【例】

- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- キス、性器への接触、セックスを強要する。
・・・など



この他にもセルフネグレクト（自己放任）があります。これは、高齢者が認知症やうつ状態などのために生活に関する判断能力や意欲が低下し、他者に対して援助を求めず放置しているなど、本人の人権が侵害されている状態のことをいいます。

高齢者虐待に対する基本姿勢

1 本人の権利擁護を最優先する

高齢者虐待の対応にあたってまず優先すべき事柄は、虐待を受けている本人の権利を擁護し、人として尊厳ある暮らしが実現されるようにすることです。まずは本人の生活に現に支障が生じている事実に着目し、この状態を改善することが最も優先されるべきです。



2 本人の意思の確認・尊重

対応方針の検討・選択に当たっては、本人の意思を確認してそれを最大限に尊重できるようにすることが重要です。

客観的にみれば分離することが妥当であると思われる事案であっても、親族と離れることを拒否する高齢者もいます。そのような場合、本人の意思を尊重した場合のデメリットや客観的な状況について情報提供などを行うことで、本人の理解を促し、妥当な判断や前向きな行動ができるように支援していくことが重要になります。

また、虐待事案の多くは本人に認知症もしくはその疑いがあるため、本人の意思確認が困難な場合も少なくありません。しかし、その場合でも本人の言葉、表情、身振りなどから、できる限り本人の意思や思いを確認し、支援者間で共有しながら対応を進めていくことが必要となります。



3 虐待者を罰することが目的ではない

高齢者虐待の対応にあたっては、高齢者虐待防止法に「養護者支援」が明示されているように、虐待の実態や虐待者を明らかにして責めることや、本人と虐待者の分離を行うことが最終目的ではありません。高齢者虐待は、背景に長期にわたる人間関係のこじれがある場合など、その要因は複雑です。

対応にあたって「虐待」という言葉を用いると、家族などが介入を拒否してしまう場合があるので注意が必要です。



4 養護者支援の視点

対応にあたり重要なことは、虐待の状況が改善されて本人が自らの権利を行使できるようになるとともに、養護者の負担を取り除いたり、家族間の関係調整を行ったりすることで、家族が安定した生活を送ることができるように支援することです。

養護者が虐待であるという「自覚」がないままに虐待行為を行っている場合も多いため、高齢者虐待の対応にあたっては、養護者に対する助言等の働きかけも欠かせません。



5 正確な情報収集と客観的判断

高齢者虐待の有無や程度を評価し、対応のあり方について適切な判断を行うためには、正確な情報収集が不可欠です。もし正確な情報を欠いた状態で、生命の危険など緊急性がありと判断して本人を養護者から分離しても、後に事実が異なっていたことが判明した際に親族とのトラブルに発展することもあります。

通報を受けた機関は、その虐待事案に以前からかかわっていた関係者や介護サービス事業者、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、早急かつ正確な情報把握に努め、事実に基づく客観的な判断をする必要があります。



6 個人情報・プライバシーの保護

在宅における高齢者虐待の対応では、どうしても家族関係や家族内の問題など本来私的な領域にかかわっていくこととなります。しかし、本人や家族には「家庭の恥を知られたくない」といった思いがある場合があり、これが高齢者虐待を潜在化させてしまう要因の一つにもなっています。

高齢者虐待では、このように非常に繊細な問題を扱わざるをえないため、支援にあたる関係者は、情報共有の段階や支援の過程で知った本人及び家族の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

虐待を予防することはとても大切！

身近な地域においては、住民が中心となって虐待の予防や虐待を未然に防止したり、早期発見を行い、解決に向けて見守り支えていくことは非常に大切なことです。

地域社会から孤立しがちな高齢者や養護者に対して、民生委員や近隣住民が関心を持ちながら見守り続けることで、虐待の防止につながったり、また虐待が疑われるような場合でも、早期に発見し適切な対応をとることにより、問題が深刻化する前に解決できることもあります。

あいさつ

気づき

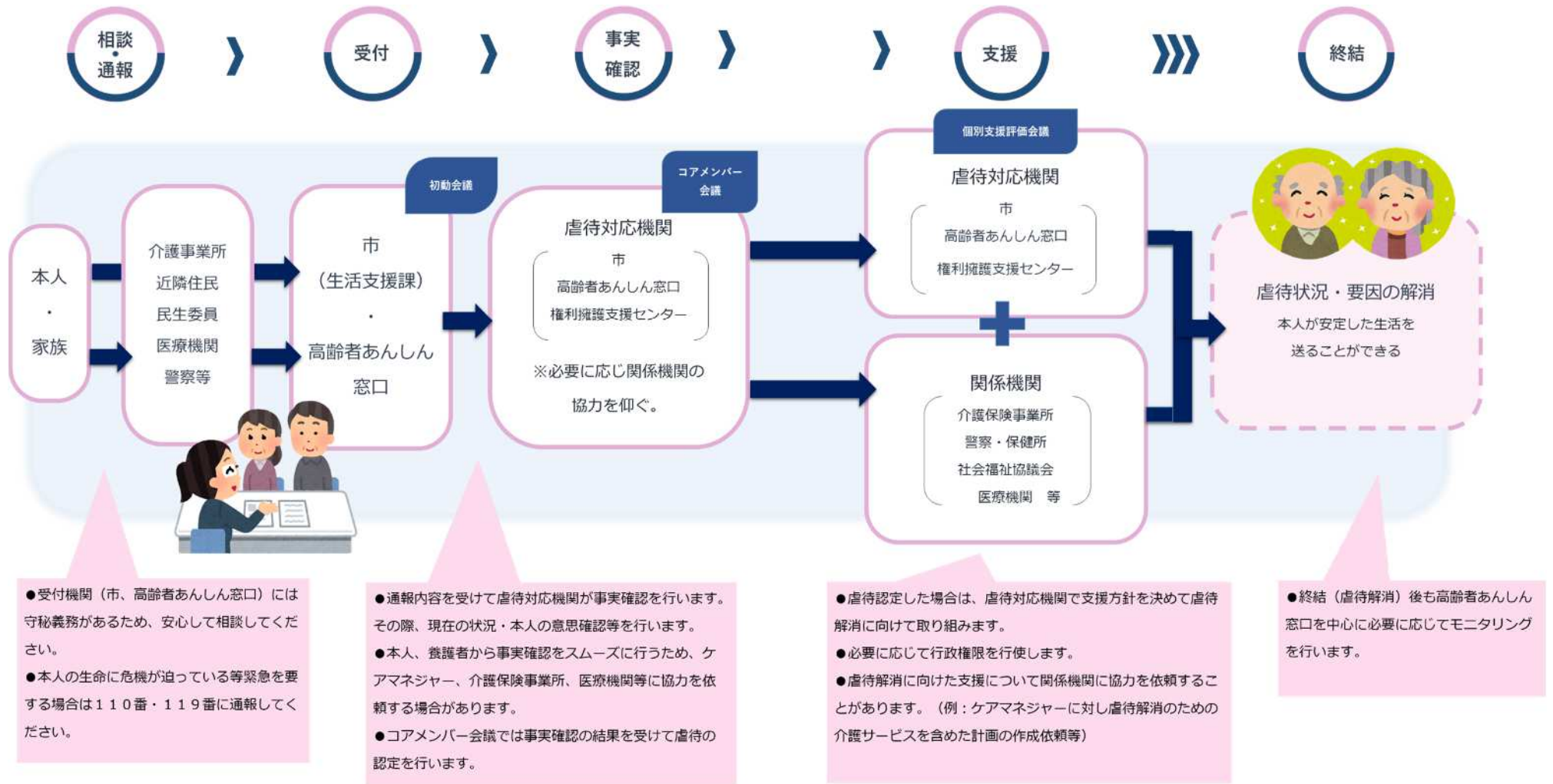
見守り

声かけ



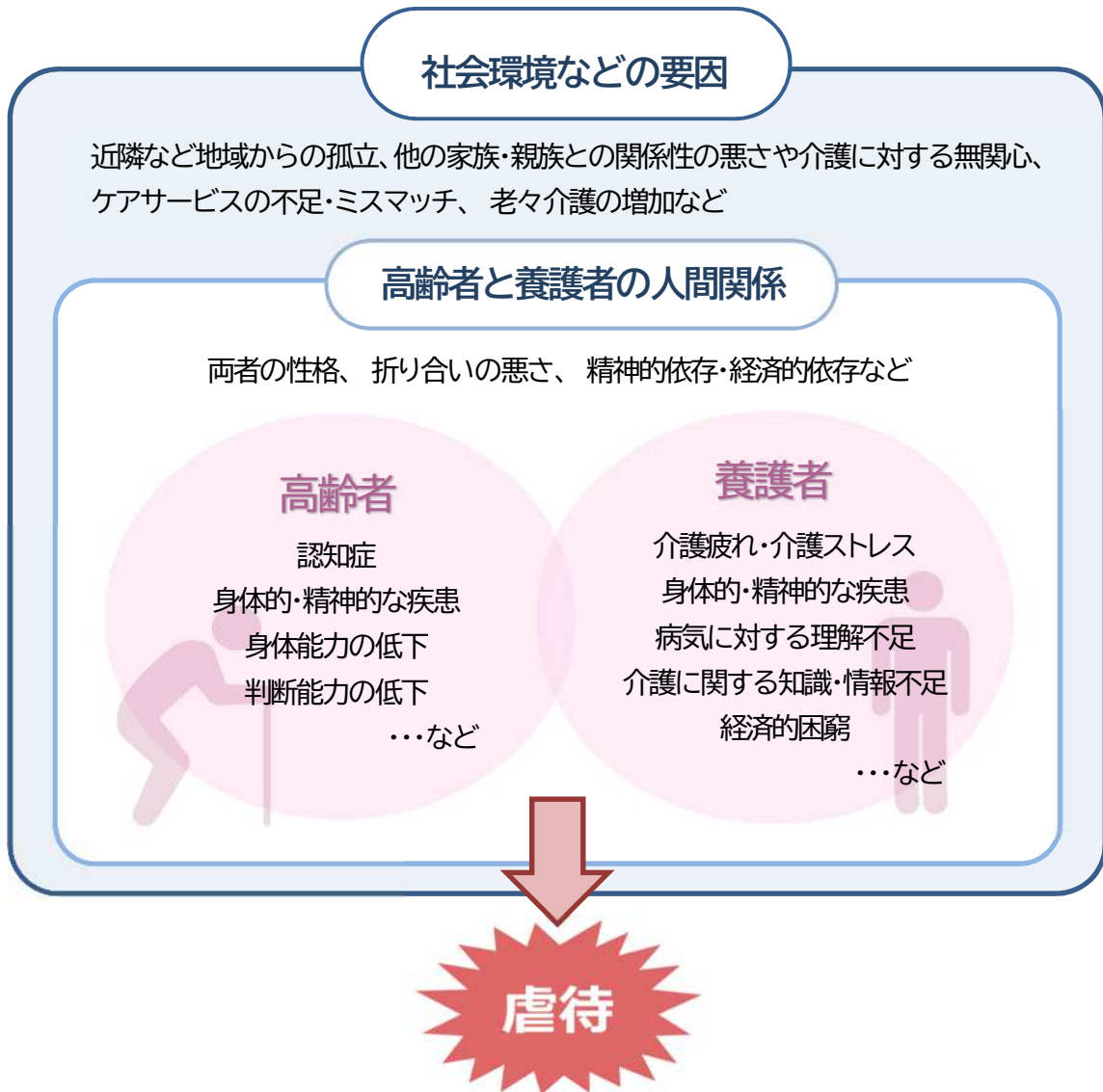
養護者による高齢者虐待の対応プロセス

西宮市では下記のフロー図に従って対応を行っています。



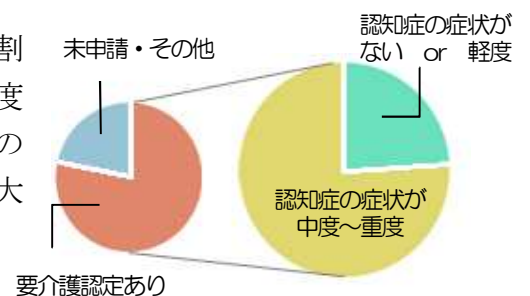
コラム —— 高齢者虐待はどうして起きるのでしょうか？

高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って発生するものです。表面上の行為のみにとらわれず、その背景を探り、状況を正確に把握することが大切です。



認知症と高齢者虐待

西宮市においては、虐待を受けている高齢者のうち、約8割が要介護認定を受けています。そのうち、認知症の症状が中度～重度の方が約7～8割を占めていることから、適切な介護の仕方や認知症への対応がわからないといった混乱が、虐待と大きく関わっていると考えられます。



※令和元年～3年度統計

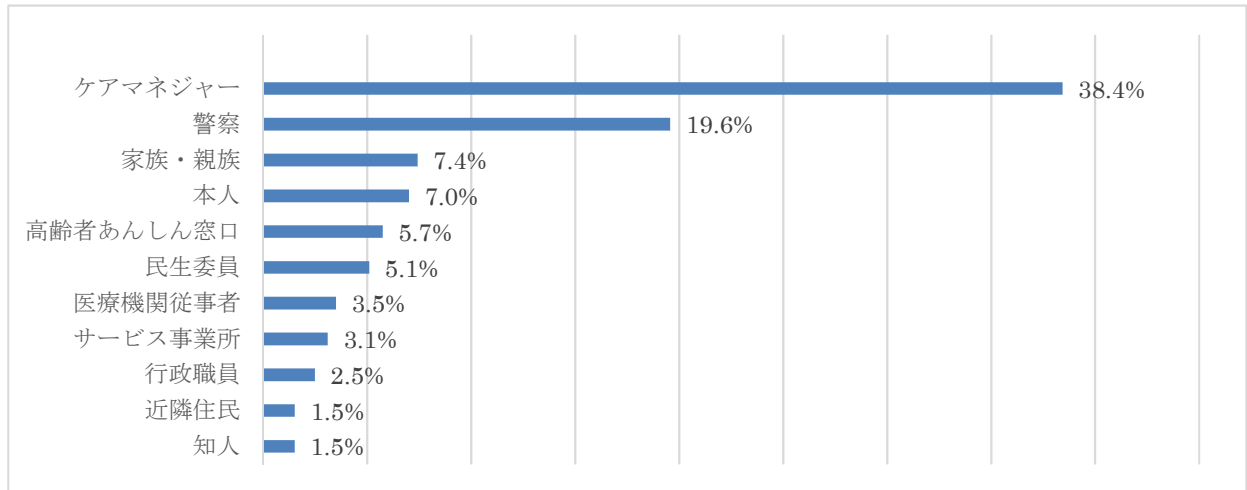


高齢者虐待の実態

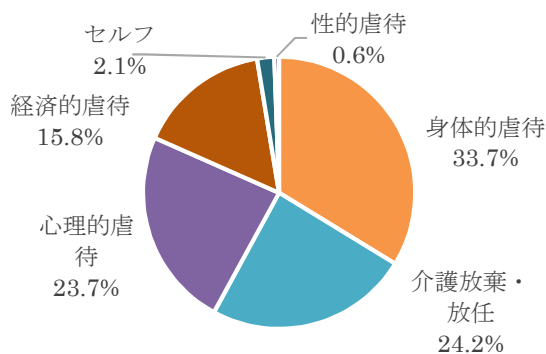
※西宮市における令和元年～3年度の統計データ

(1)相談・通報者

相談・通報者はケアマネジャーが最も多く、次いで警察、家族・親族の順となっています。

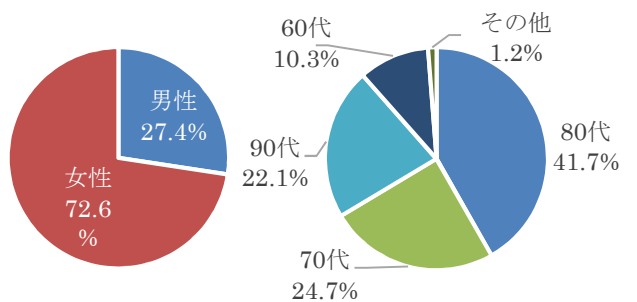


(2)虐待の種類



虐待の種類としては身体的虐待が最も多く、次いで介護放棄・放任の順となっています。複数の種類で虐待が認められる事案も多数見られました。

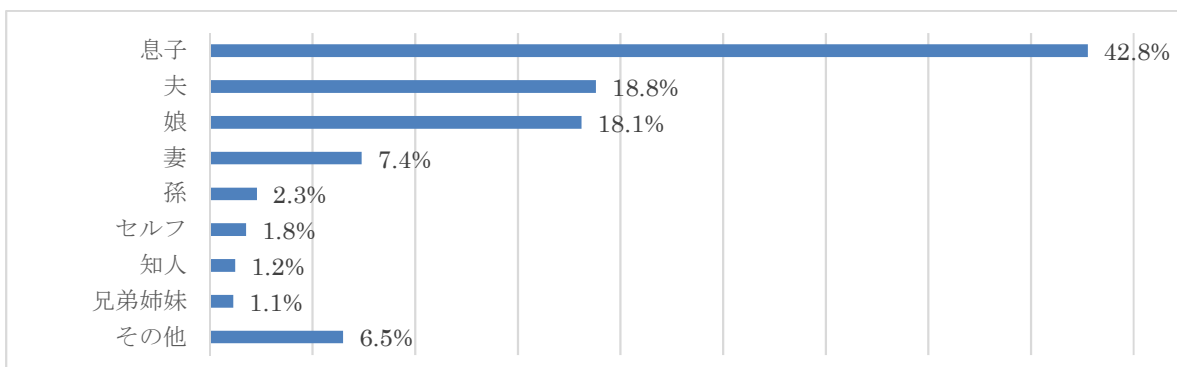
(3)被虐待者の状況(性別・年齢)



被虐待者は女性が7割以上で、年齢は80代が約4割を占めています。

(4)被虐待者から見た養護者の続柄

養護者の内訳をみると息子が4割以上と最も多く、次いで夫・娘が約2割となっています。



ご近所にこんな高齢者や家族はいませんか？

虐待かもしれない、「気づきのサイン」がいくつかあります。

●高齢者からのサイン

- 不自然な傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
- 外出先から自宅に帰りたがらない
- 最近、体重が減り、栄養状態が悪そうだ
- 汚れた衣類や季節に合わない服装をしている
- 「お金がない」「生活が苦しい」と訴える
- 身体から異臭がし、清潔保持が行えていない
- 体を萎縮させる、急におびえたり怖がったりする



●家族からのサイン

- 介護疲れや病気など、辛い様子が伺える
- 高齢者の言動にイライラしたり、怒鳴ったりしている
- 高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者を訪ねると嫌がったり、会わせない。近所付き合いがない
- 介護が必要と思われる高齢者に、サービスを利用させていない



●地域からのサイン

- 家の中から怒鳴り声が聞こえてくる
- 天気が悪いのに、長時間 家の外で過ごしている
- 庭や家屋が荒れている。ゴミが大量に放置されている
- 最近、姿を見かけなくなった



「虐待かな？」「誰かに聞いてほしい」と思ったら、
高齢者虐待相談窓口（P.8）にご連絡ください。



各種相談窓口

「高齢者あんしん窓口」は西宮市における
地域包括支援センターの呼称です。

高齢者の方の総合相談窓口	
西宮市生活支援課 高齢者支援チーム	0798-35-3175
西宮市高齢者あんしん窓口安井（地域包括支援センター）	0798-37-1870
西宮市高齢者あんしん窓口今津南（地域包括支援センター）	0798-32-1702
西宮市高齢者あんしん窓口浜脇（地域包括支援センター）	0798-35-2440
西宮市高齢者あんしん窓口西宮浜（地域包括支援センター）	0798-32-6064
西宮市高齢者あんしん窓口小松（地域包括支援センター）	0798-45-7810
西宮市高齢者あんしん窓口高須（地域包括支援センター）	0798-44-4505
西宮市高齢者あんしん窓口浜甲子園（地域包括支援センター）	0798-42-3530
西宮市高齢者あんしん窓口上甲子園（地域包括支援センター）	0798-38-6031
西宮市高齢者あんしん窓口深津（地域包括支援センター）	0798-64-0050
西宮市高齢者あんしん窓口瓦木（地域包括支援センター）	0798-68-2702
西宮市高齢者あんしん窓口甲山（地域包括支援センター）	0798-71-9904
西宮市高齢者あんしん窓口甲武（地域包括支援センター）	0798-54-8883
西宮市高齢者あんしん窓口甲東（地域包括支援センター）	0798-57-5280
西宮市高齢者あんしん窓口塩瀬（地域包括支援センター）	0797 -63-3320
西宮市高齢者あんしん窓口山口（地域包括支援センター）	078 -903-0525
成年後見制度に関する相談窓口	
西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター (成年後見制度に関する相談)	0798-37-0024
日常的な金銭管理について不安がある方の相談窓口	
西宮市社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業、日常的な金銭管理支援等に関する相談)	0798-37-0023
精神障害・依存症のある人に関する相談窓口	
中央保健福祉センター	0798-35-3310

北口保健福祉センター	0798-64-5097
鳴尾保健福祉センター	0798-42-6630
塩瀬保健福祉センター	0797 -61-1766
山口保健福祉センター	078 -904-3160
介護保険に関する相談窓口	
西宮市高齢介護課	0798-35-3313 (資格) 0798-35-3133 (介護認定)
障害のある人の福祉に関する相談窓口	
西宮市生活支援課 障害者支援チーム	0798-35-3130
障害者総合相談支援センターにしのみや	0798-37-1300 078 -903-1920 (北部窓口)
西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」	0798-22-2725
生活保護に関する相談窓口	
西宮市厚生課	0798-35-3056
生活、経済的自立に関する相談支援窓口(現金給付ではなく相談・支援の提供)	
ソーシャルスポット西宮よりそい	0798-31-0199
西宮市暮らし相談センターつむぎ	0798-23-1031
認知症に関する相談窓口	
各地域の西宮市高齢者あんしん窓口	
その他市民生活に関する相談窓口	
西宮市市民相談課	0798-35-3100



介護施設などでの高齢者虐待・身体拘束について

家庭内だけではなく、介護施設などでの高齢者虐待も報告されています。

例えば、介護施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束を行うことも、やむを得ない場合を除き原則として身体的虐待にあたります。

介護施設などにて虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、西宮市法人指導課（0798-35-3423）へご相談ください。

